

収穫調査委託契約書(案)

1. 調査名、委託予定数量、委託単価、委託予定金額及び調査場所

調査名 (森林管理署等名)	委託 予定数量	委託単価	委託予定金額	調査場所
令和7年度 棚倉森林管理署 収穫調査業務委託 (製品資材) (R7当初翌債) 【八溝地区】	325.75 ha	円	<u>委託金</u> <u>円也</u> <u>(うち取引に係る消費税及び地方消費税額</u> <u>円也)</u>	別紙調査内 訳書のとおり

2. 調査期間

自 令和 8年 月 日

至 令和 8年10月30日

3. 契約保証金 免除

4. 特記仕様書 別紙のとおり

5. 特約事項 別紙のとおり

上記委託事業につき、委託者 分任支出負担行為担当官 棚倉森林管理署長 佐藤健司（以下「甲」という。）と、受託者（以下「乙」という。）とは、

本契約書及び令和8年 月 日付けで交付した収穫調査委託契約約款によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

委託者（甲） 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字館ヶ丘73-2

分任支出負担行為担当官

棚倉森林管理署長 佐藤健司

受託者（乙）

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 棚倉森林管理署長（以下、甲という。）は、契約者（以下、乙という。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を売買物件の全部又はその一部の販売又は譲渡の相手及び買受けに伴う作業の請負人又は当該作業を受託した者（以下「転売先等」という。なお、買受けに伴う作業の請負又は委託が数次にわたるときは、全ての請負先又は委託先を含む。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除せざるようになければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

調査内訳書

森 林 事務所	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m3)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備 考
	国有林	林小班						
久慈川	那須道	7と1	8.55	1,332	複層伐	50	小班全体面積29.57haにより伐採率を算出・伐区4箇所・標準地スギ5箇所	
久慈川	那須道	9わ1	1.02	94	間伐(列)	35	9か8・ヒノキ襲用	
久慈川	那須道	9わ2	10.75	1,057	間伐(列)	35	9か8・ヒノキ襲用	
久慈川	那須道	9わ3	6.49	622	間伐(列)	35	9か8・ヒノキ襲用	
久慈川	那須道	9か1	5.59	536	間伐(列)	35	9か8・ヒノキ襲用	
久慈川	那須道	9か4	5.18	494	間伐(列)	35	9か8・ヒノキ襲用	
久慈川	那須道	9か6	7.90	739	間伐(列)	35	9か8・ヒノキ襲用	
久慈川	那須道	9か7	1.86	169	間伐(列)	35	9か8・ヒノキ襲用	
久慈川	那須道	9か8	5.70	520	間伐(列)	35	標準地ヒノキ3箇所	
久慈川	那須道	9よ2	0.32	47	間伐(列)	35	標準地スギ1箇所	
久慈川	那須道	9た4	3.33	333	間伐(列)	35	9か8・ヒノキ襲用	
久慈川	那須道	9た6	2.57	242	間伐(列)	35	9か8・ヒノキ襲用	
久慈川	那須道	9た8	4.47	410	間伐(列)	35	9か8・ヒノキ襲用	
久慈川	那須道	9た9	6.18	549	間伐(列)	35	9か8・ヒノキ襲用	
久慈川	那須道	12は1	2.90	268	間伐(列)	35	12は3・スギ襲用	
久慈川	那須道	12は3	2.45	231	間伐(列)	35	標準地スギ3箇所	
久慈川	那須道	12は4	0.37	35	間伐(列)	35	12は3・スギ襲用	
久慈川	那須道	12は5	2.75	262	間伐(列)	35	12は3・スギ襲用・12は6・ヒノキ襲用	
久慈川	那須道	12は6	2.98	263	間伐(列)	35	標準地ヒノキ2箇所	
久慈川	那須道	12と8	14.81	1,414	間伐(列)	35	12は3・スギ襲用・12は6・ヒノキ襲用	
久慈川	那須道	17い	8.02	932	間伐(列)	35	17に1・スギ襲用	
久慈川	那須道	17は	4.67	445	間伐(列)	35	17に1・スギ襲用	
久慈川	那須道	17に1	3.46	316	間伐(列)	35	標準地スギ2箇所	
久慈川	那須道	17に2	2.36	226	間伐(列)	35	17に1・スギ襲用	
久慈川	那須道	17ち1	3.10	279	間伐(列)	35	17に1・スギ襲用	
久慈川	那須道	17ち2	0.64	59	間伐(列)	35	12は6・ヒノキ襲用	
久慈川	那須道	17り	2.10	168	間伐(列)	35	17に1・スギ襲用	
久慈川	那須道	22ろ	1.63	214	間伐(列)	35	22に・スギ襲用	
久慈川	那須道	22は	5.86	564	間伐(列)	35	標準地スギ3箇所	
久慈川	那須道	22に	9.02	1,374	間伐(列)	35	標準地スギ4箇所・ヒノキ2箇所	
久慈川	那須道	22と	10.00	1,745	複層伐	50	小班全体面積23.04haにより伐採率を算出・伐区10箇所・標準地スギ5箇所・ヒノキ1箇所	
久慈川	那須道	22ち1	5.11	648	間伐(列)	35	22は・スギ襲用	
久慈川	那須道	22ち2	6.66	743	間伐(列)	35	22は・スギ襲用	

久慈川	那須道	22ち3	2. 62	238	間伐(列)	35	標準地ヒノキ2箇所	
久慈川	那須道	22ち4	10. 23	1, 137	間伐(列)	35	22は・スギ襲用	
久慈川	那須道	22ち5	5. 52	564	間伐(列)	35	標準地ヒノキ3箇所	
久慈川	那須道	22ち7	2. 38	219	間伐(列)	35	22ち3・ヒノキ襲用	
久慈川	那須道	22り	3. 42	466	間伐(列)	35	22に・スギ襲用	
久慈川	久慈川	24へ5	2. 83	295	間伐(列)	35	25ほ4・スギ襲用	
久慈川	久慈川	24へ6	2. 82	285	間伐(列)	35	25ほ4・ヒノキ襲用	
久慈川	久慈川	24へ7	1. 40	133	間伐(列)	35	25ほ4・ヒノキ襲用	
久慈川	久慈川	24と	0. 83	68	間伐(列)	35	25ほ4・スギ襲用	
久慈川	久慈川	24ち1	2. 36	237	間伐(列)	35	25ほ4・スギ、ヒノキ襲用	
久慈川	久慈川	25い2	3. 71	476	間伐(列)	35	25ほ4・スギ襲用	
久慈川	久慈川	25ろ	3. 27	341	間伐(列)	35	25ほ4・スギ、ヒノキ襲用	
久慈川	久慈川	25ほ3	2. 14	215	間伐(列)	35	25ほ4・スギ、ヒノキ襲用	
久慈川	久慈川	25ほ4	6. 23	542	間伐(列)	35	標準地スギ1箇所・ヒノキ3箇所	
久慈川	久慈川	25ほ6	0. 20	21	間伐(列)	35	25ほ4・スギ襲用	
久慈川	久慈川	25と1	3. 12	307	間伐(列)	35	25ほ4・スギ、ヒノキ襲用	
東館	入山	56に	29. 51	3, 327	間伐(列)	35	標準地スギ10箇所・ヒノキ6箇所	
東館	入山	57と1	4. 22	316	間伐(列)	35	57と3・ヒノキ襲用	
東館	入山	57と2	3. 31	257	間伐(列)	35	57と3・ヒノキ襲用	
東館	入山	57と3	8. 46	636	間伐(列)	35	標準地ヒノキ5箇所	
東館	入山	57と4	1. 76	132	間伐(列)	35	57と3・ヒノキ襲用	
東館	入山	57ち	2. 34	183	間伐(列)	35	57と3・ヒノキ襲用	
東館	入山	57ぬ	6. 19	1, 085	間伐(列)	35	57る2・スギ襲用	
東館	入山	57る1	3. 96	247	間伐(列)	35	56に・スギ襲用	
東館	入山	57る2	4. 24	491	間伐(列)	35	標準地スギ3箇所	
東館	入山	57た1	5. 82	558	間伐(列)	35	57る2・スギ襲用	
東館	入山	57れ1	3. 87	290	間伐(列)	35	標準地スギ2箇所	
東館	入山	57れ2	9. 43	647	間伐(列)	35	57と3・ヒノキ襲用	
東館	入山	57れ3	1. 21	177	間伐(列)	35	57る2・スギ襲用	
東館	入山	57つ3	10. 57	1, 761	間伐(列)	35	57る2・スギ襲用	
東館	入山	61に	5. 98	495	間伐(列)	35	標準地スギ3箇所・ヒノキ1箇所	
	主伐計		31. 55	5, 254				
	間伐計		294. 20	30, 399				
	合計		325. 75	35, 653				

特記仕様書

1. 契約書、収穫調査委託契約約款及び収穫調査委託標準仕様書に定めるもののほか、この仕様書に基づき契約を履行するものとする。
2. 受注者は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。
3. CSF（豚熱）の感染拡大防止のため、福島県におけるCSF対策を熟知して適切な対応に努めること。